

諮問実施機関：滋賀県公安委員会

諮問日：令和3年3月19日（諮問（個）第12号）

答申日：令和5年5月25日（答申（個）第12号）

内容：「110番処理簿ないし相談等受理票等」に係る保有個人情報一部開示決定に対する審査請求

## 答 申

### 第1 審議会の結論

滋賀県警察本部長（以下「実施機関」という。）は、不開示とした部分のうち、別表1に掲げる部分を開示すべきである。

### 第2 審査請求に至る経過

#### 1 保有個人情報開示請求

令和2年8月6日、審査請求人は、滋賀県個人情報保護条例（平成7年滋賀県条例第8号。以下「条例」という。）第14条第1項の規定に基づき、実施機関に対して、次の保有個人情報の開示を求める保有個人情報開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

（請求する保有個人情報の内容）

〇〇〇〇になされた、私に関連する（〇〇〇〇）110番通報について作成された、110番処理簿ないし相談等受理票等（私以外の者からなされた通報に関するものを含む）。

#### 2 実施機関の決定

令和2年9月23日、実施機関は、次の公文書に記載された保有個人情報を本件開示請求に係るものと特定し、別表2「不開示部分」欄記載の情報を同表「不開示理由」欄記載の理由により不開示として、条例第19条第1項の規定に基づき、保有個人情報一部開示決定（以下「本件処分」という。）を行った。

- (1) 事案受理簿（〇〇〇〇受理、受理番号〇〇〇〇）（以下「事案受理簿」という。）
- (2) 警察安全相談簿（〇〇〇〇受理、受付番号〇〇〇〇）（以下「警察安全相談簿①」という。）
- (3) 警察安全相談簿（追加対応）（作成年月日：〇〇〇〇）（以下「警察安全相談簿②」という。）
- (4) 警察安全相談簿（継続）（作成年月日：〇〇〇〇）（以下「警察安全相談簿③」という。）
- (5) 警察安全相談簿（追加対応）（作成年月日：〇〇〇〇）（以下「警察安全相談簿④」という。）

- (6) 警察安全相談簿(〇〇〇〇受理、受付番号〇〇〇〇)(以下「警察安全相談簿⑤」という。)
- (7) 警察相談安全簿(追加対応)(作成年月日:〇〇〇〇)(以下「警察安全相談簿⑥」という。)
- (8) 警察安全相談簿(追加対応)(作成年月日:〇〇〇〇)(以下「警察安全相談簿⑦」という。)
- (9) 警察安全相談簿(継続)(作成年月日:〇〇〇〇)(以下「警察安全相談簿⑧」という。)
- (10) 開示請求者以外の者からなされた通報に係る事案処理簿および警察安全相談簿

### 3 審査請求

令和2年12月18日、審査請求人は、本件処分を不服として、行政不服審査法(平成26年法律第68号)第2条の規定に基づき、実施機関に対して審査請求(以下「本件審査請求」という。)を行った。

### 第3 審査請求人の主張要旨

審査請求人が、審査請求書および反論書で述べている内容は、次のように要約される。

#### 1 審査請求の趣旨

本件処分の取消しを求める。

#### 2 審査請求の理由

##### (1) 手続上の違法

処分庁は、①「公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれ」(条例第15条第4号)が認められることおよび②業務は職務の「適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」(条例第15条第7号柱書)があることを理由として、本件処分において文書の一部を不開示とした。しかしながら、処分庁が本件処分の決定通知書別紙に記載した不開示理由はいずれも具体性に欠けるものであり、当該部分の開示によりどのような事項が明らかとなり、それによりどのように「公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれ」または「適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」が生じるのか判然としない。

よって、本件処分は条例第19条第3項が定める理由の付記を実質的には欠いており、手続上の違法は重大なものであるから、本件処分は違法である。

##### (2) 実体上の違法

ア 「将来の犯罪捜査活動に支障が生じる」との理由について

- (イ) 「将来(今後)の犯罪捜査活動に支障が生じ、公共の安全と秩序に支障を及ぼすおそれがある」ことを理由として不開示とされた文書はいずれも行政警察活動として既に処理が完了しているものであり(だからこそ適用除外(条例第50条第2項)とは判断されていない)、今後文書に記載された事実そのものに関してなされる司法警察活動は具

体的に想定されていない。また、これらの文書はそもそも刑事事件となれば証拠として被告人にも開示され得るものであり、通常これらの文書に記載されるような一般的な犯罪捜査活動が開示されたとしても、それによって将来の犯罪捜査一般に具体的な支障が生じるともいえない。

- (イ) 処分庁は、捜査の過程、結果等の内容が開示されることによって、今後「同種の犯罪を発生させよう」と企てる者に証拠隠滅の方法等が明らかになる」と弁明しているが、事案受理簿の開示部分から推察すると、処分庁が捜査の対象であった犯罪として一方的に主張しているのは、〇〇〇〇であると考えられるところ、これら犯罪の初動捜査としてまず考えられるのは「現場への出動」であり、事案受理簿の「出動状況」には「現場」である当時の審査請求人の自宅への出動の状況、その場所における審査請求人とのやりとり等が記載されていると推察される。この点、それらの記載事項はまさに審査請求人自身が既に体験している事実であるから、当該部分の開示によって審査請求人が本件における捜査の過程、結果等について新たに事実を知るとは考えられず、処分庁の当該主張には理由がない。また、上記のような現場への出動および被疑者への聴取等は、〇〇〇〇の捜査手段として容易に推測できるものであって、一般的に知れ渡っているものであることから、その開示によって新たに証拠隠滅の方法等が明らかになるともいえない。
- (ウ) 処分庁は、捜査の過程、結果等の内容が開示されることによって、今後、「目撃者、協力者等に対する嫌がらせ等により、その生命、身体等に危害が及ぶおそれがある」と弁明する。しかし、事案受理簿の「出動状況」には「現場」である当時の審査請求人の自宅への出動状況、その場所における審査請求人とのやりとり等が記載されていると考えられ、かかる箇所には目撃者、協力者等に関する記載は存在しないと思われる。
- (エ) 処分庁は、「本件対象公文書は訴訟に関する書類ではなく、刑事訴訟手続は条例に基づく制度とは別制度である」と弁明する。しかし、審査請求人は当然そのような前提に立った上で、本件対象公文書の全部開示によって「将来の犯罪捜査活動に支障が生じるおそれ」が生じるとの処分庁の主張に対して反論したものである。本件対象公文書は、刑事訴訟法第316条の20第1項等による証拠開示の対象となり得る文書であるところ、任意での開示を含めれば刑事訴訟手続においてこれらの文書の開示は広く行われているところであり、本件対象公文書の全部開示がなされたからといって、処分庁が主張するような「将来の犯罪捜査活動に支障が生じるおそれ」が新たに生じることはない。
- イ 「開示することで担当者等が文書への記載を控える」おそれがあるとの理由について
- (ア) 処分庁は、相談等に対する警察の担当者による評価や判断内容が記載された部分等を不開示とする理由について、「開示することにより担当者等が相談処理に関して、具体的な方針、判断に関する記載を控えるなど、相談業務の適正な事務処理に支障を及ぼすおそれがある」と主張している。しかし、法に従った適切な事務処理を行っていれば、仮に相談者等の意向にそぐわないものだったとしても担当者等が責任を負うことはな

い。むしろ評価や判断内容が分かる部分を開示の対象とすることによって、その当否を事後的に検証することが可能となり、行政警察活動が適正に行われたかをチェックすることが可能となるのである。

(イ) 処分庁は、「〇〇〇〇、担当者等が当該相談処理に関して、具体的な方針や判断に関する記載を躊躇するなどして控えるようになる」おそれがあると弁明する。しかし、当該相談処理に当たっていたのは処分庁である滋賀県警察本部の職員であり、いずれも警部補以上の階級を有する勤務経験のある警察官である。仮に、処分庁が主張するような審査請求人の行為があったとしても、これらの警察官は屹然として対応すべきであり、その行為が犯罪に該当し得るものであるものであるならば、法令に基づいて対処することも可能である。そのため当該苦情処理に当たっていた担当者が「〇〇〇〇」る必要はなく、上記のようなおそれは開示をしない理由となるものではない。

(ウ) 滋賀県警察警察安全相談等取扱要綱には、警察安全相談に当たる警察職員の基本的な心構えとして、「相談者等の心情を理解し、親切かつ冷静に対応すること」および「いわゆる「たらい回し」の取扱いをしないこと」が定められており、これらの規定は、警察安全相談の処理に際しては、相談者に対してその処理結果を伝えることを当然の前提にしており、本件においても審査請求人からの警察安全相談においてその処理結果は審査請求人に伝えられたと考えられる。不開示となった本件対象公文書である各警察安全相談簿についても、同「処理区分」欄の記載は、既に審査請求人へ伝えられた事項が記載されていると推察されるから、本件対象公文書が全部開示されたからといって、新たに「担当者等が文書への記載を控えるおそれ」が生じるとはいえない。

ウ 「開示することで今後信頼や協力が得られなくなる」おそれがあるとの理由について

(ア) 処分庁は、相談等に対する警察の評価や判断が記載された部分等を不開示とする理由について、「開示することにより、仮に当事者等の意思と反する内容であれば、今後継続する事案処理に際し、信頼や協力が得られなくなるなど、今後の適正な事案処理に支障を及ぼすおそれがある」等と主張している。しかし、当該理由により不開示とされた部分を含む文書において相談者となっているのはまさに開示請求者その人であり、自身が行った相談に対する「処理の概要」等について不開示処分を受ければ、今後「信頼や協力」が成り立つはずもない。

(イ) 処分庁は、「告訴又は告発に関する相談」欄、「犯罪被害の届出又は被害に関する相談」欄及び「該当する可能性のある罪名等」欄については、開示することにより、当該事案に対する警察の評価や判断、処理方針等に係る情報が明らかとなり、仮に当事者等の意思と反する内容であれば、今後継続する事案に際し、信頼や協力が得られなくなるなど、今後の適正な事案処理に支障を及ぼすおそれがある情報であるため、これらを一律に不開示としている」と弁明する。しかし、かかる処分の弁明は、「不開示とされた部分を含む文書において相談となっているのはまさに開示請求者その人であり、自身

が行った相談に対する「処理の概要」等について不開示処分を受ければ、今後「信頼や協力」が成り立つはずもない。」という審査請求人の主張とかみ合っておらず、反論になり得ない。また、事案がどのようなものであるかにかかわらず、「どのような記載であっても一律に不開示」としているのであれば、本件処分は、考慮すべき事項を考慮せずに行われた違法な処分といわざるを得ない。

#### 第4 実施機関等の説明要旨

諮問実施機関および実施機関が、諮問書、弁明書および口頭説明で述べている内容は、次のように要約される。

##### 1 実施機関の決定について

実施機関が行った本件処分は妥当である。

##### 2 不開示の理由について

###### (1) 対象公文書の性質

###### ア 事案受理簿について

対象公文書である事案受理簿については、犯罪や交通事故等に関する 110 番通報を受理した滋賀県警察本部生活安全部通信指令課の指令担当者が、事案を管轄する警察署等に指令を行うに際し、110 番通報の内容や、現場に到着した警察官の活動内容および事案の処理結果等を明らかにするため、滋賀県警察における通信指令業務の運営に関する訓令（平成 19 年滋賀県警察本部訓令第 7 号）に規定する「通信指令システム」に、110 番通報の内容に基づき、通報に係る「回線」の種別、「発生場所」、「臨場場所」、通報内容の「概要」および警察官の「出動状況」ならびに当該 110 番通報事案に関して行った捜査の内容等を入力することにより登録される電磁的記録を、同通信指令システムから出力して印刷することにより作成されるものである。

###### イ 警察相談安全簿について

警察安全相談簿は、「滋賀県警察警察安全相談等取扱要綱」（平成 13 年滋賀県警察本部訓令第 5 号。以下「要綱」という。）に基づく、警察に対する「警察安全相談」（以下「相談」という。）が行われた際に作成されるものである。相談とは、同要綱において「警察に対して、指導、助言、相手方への警告、事件の検挙等何らかの権限行使その他の措置を求める相談をいう。」と定義されており、相談を受理したときは、事件への発展性を念頭に置いて、慎重に対応しなければならない旨が規定されている。警察安全相談簿には、警察に対して相談を行った人物、相談日時および相談内容に関する情報ならびに相談に対して警察が行った措置等が記載される。

###### (2) 開示請求者以外の特定の個人が識別できる情報について（条例第 15 条第 2 号該当性）

本件処分においては、「受理者」欄、「担当者」欄、「指令受理者」欄および「扱者」欄

の氏名について、開示請求者以外の特定の個人が識別できる情報（警部補または同相当職以下の職員の氏名は、慣行として公になっていないため。）であり、条例第15条第2項により不開示となる。

(3) 「将来の犯罪捜査活動に支障が生じるおそれ」について（条例第15条第4号該当性）

条例第15条第4号には、「開示することにより、犯罪の予防、鎮圧または捜査、控訴の維持、刑の執行その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると「実施機関が認めることにつき、相当の理由」がある情報」については不開示とすることができる旨規定されている。これは、警察が保有している情報のうち、開示することにより、犯罪の予防、鎮圧、捜査等の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれのあるものについては、開示の適否の判断において、高度の政策的な判断を伴う場合があり、また、その性質上、犯罪等の関する将来予測としての専門的、技術的な判断を要することなどの特殊性が認められ、さらに犯罪の捜査等に関する情報については、警察庁や他の都道府県警察と共有するものが多く、その取扱いには全国的な斉一性が求められることから、「公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある」情報に限定して、本号に規定する情報に該当するかどうかについて、実施機関の第一次的な判断を尊重する趣旨である。

本件不開示部分には、捜査の初動態勢や手法およびシステム機能のほか通信指令の運用方法に関する情報が記載されている。

警察は、犯罪の発生が明白である事件のほか、犯罪であるか否かが明白でない事件についても、犯人および証拠の発見、収集、保全等を行うための捜査を実施し、事案の真相を明らかにする。そのため、仮に捜査の過程、結果等の内容が開示されることとなれば、同種の事案が発生した場合に、これを捜査する警察官による関係者からのお聴取内容、着眼点、捜査手法や犯罪であるか否かの判断に関わる情報が明らかになるとともに、今後、同種の犯罪を発生させようと企てる者に証拠隠滅の方法等が明らかになるおそれまたは目撃者、協力者等に対する嫌がらせ等により、その生命、身体等に危害が及ぶおそれがあり、これは当該事案が犯罪でないことが明らかとなった場合でも同様である。

審査請求人は、審査請求書において、「不開示とされた文書はいずれも行政警察活動として既に処理が完了しているものであり（だからこそ適用除外とは判断されていない）、今後文書に記載された事実そのものについて関してなされる司法警察活動は具体的に想定されていない。」旨主張する。

審査請求人は、本件事案処理が完了しており、今後具体的な捜査等が想定されていないとの判断に基づき、本件処分により不開示とされた箇所が不開示情報には該当せず、開示すべきである旨主張していると認められるが、開示不開示の判断は、将来の犯罪への発展など、今後の捜査に対する影響等も勘案しながら、条例の規定に基づき、処分決定時点において、実施機関により判断されるべきものである。

また、審査請求人は、これらの文書はそもそも刑事事件となれば証拠として被告人にも

開示され得るものであるし、通常これらの文書に記載されているような一般的な犯罪捜査活動が開示されたとしても、それによって将来の犯罪捜査一般に具体的な支障が生じるともいえない旨主張するが、本件対象公文書は訴訟に関する書類ではなく、刑事訴訟手続は条例に基づく制度とは別制度である。

以上の理由から、条例第 15 条第 4 号が規定する「実施機関が認めることにつき相当の理由」がある情報に該当すると判断し、不開示としたものである。

(4) 開示することで担当者が文書への記載を控えるおそれ」について（条例第 15 条第 7 号該当性）

本件不開示部分には、相談内容に対する警察の事件性の判断等に関する情報が記載されている。

審査請求人は、法に従った適切な事案処理を行っていれば、仮にそれが相談者等の意向にそぐわないものだったとしても担当者等が責任を負うことはない旨主張する。

しかし、事案受理簿や警察安全相談簿の記載内容からも分かるように、〇〇〇〇、担当者等が当該相談処理に関して、具体的な方針や判断に関する記載を躊躇するなどして控えるようになり、その結果、相談業務の適正な事務処理に支障を及ぼすおそれがあることは明らかであると認められる。

また、審査請求人は、むしろ評価や判断内容が分かる部分を開示の対象とすることによって、その当否を事後的に検証することが可能となり、行政警察活動が適正に行われたかをチェックすることが可能となるのである旨主張するが、本件は、滋賀県情報公開条例に基づく情報公開請求ではなく、滋賀県個人情報保護条例に基づく保有個人情報の開示請求である。

条例第 1 条には、「個人情報の適正な取扱いの確保に関し必要な事項を定めるとともに、保有個人情報の開示、訂正および利用停止を求める権利を明らかにすることにより、個人の権利利益を保護することを目的とする。」と規定されているところ、審査請求人のこのような主張はこの条例の目的および趣旨に合致するものではなく、条例第 15 条第 7 号の規定に基づく開示不開示の判断に何ら影響を与えるものではないと考える。

よって、これらの情報については、条例第 15 条第 7 号柱書が規定する不開示理由に該当すると判断し、不開示としたものである。

(5) 「開示することで今後の信頼や協力が得られなくなるおそれ」について（条例第 15 条第 7 号該当性）

審査請求人は、開示することで今後信頼や協力が得られなくなるという理由付記に関し、不開示とされた部分を含む文書において相談者となっているのはまさに審査請求人その人であり、自身が行った相談に対する「処理の概要」等について不開示処分を受ければ、今後「信頼や協力」が成り立つはずもない旨主張する。

「処理の概要」欄の不開示部分については、前述のとおり、開示することにより、当該

事案に対する担当者の評価や判断、処理方針等が明らかとなり、担当者等が相談処理に関して。具体的な方針、判断に関する記載を控えるなど、相談業務の適正な事務処理に支障を及ぼすおそれがある情報であるため、これらを不開示としたものである。

なお、「告訴又は告発に関する相談」欄、「犯罪被害の届出又は被害に関する相談」欄および「該当する可能性のある罪名」欄については、開示することにより、当該事案に対する警察の評価や判断、処理方針等に係る情報が明らかとなり、仮に当事者等の意思と反する内容であれば、今後継続する事案処理に際し、信頼や協力が得られなくなるなど、今後の適正な事務処理に支障を及ぼすおそれがある情報であるため、これらを一律に不開示としていることは、先に述べたとおりである。

#### (6) 存否応答拒否について

開示請求者以外の者からなされた通報に係る事案処理簿および警察安全相談簿については、その存否を答えることで、不開示情報が開示されることとなるから、条例第 18 条の規定により存否応答拒否となる。

### 3 理由付記について

条例第 19 条第 3 項が、一部開示決定通知書等に、その不開示とした理由を付記すべきものとしているのは、実施機関による不開示とする決定処分判断の慎重・合理性を担保し、また、その恣意的判断を抑制するとともに、不開示理由を開示請求者に知らせることによって、その審査請求等の事後的救済の便宜を図る趣旨であると考えられる。

条例が規定する理由付記の程度について、東京都公文書の開示等に関する条例に関する最高裁判例（平成 4 年 12 月 10 日）によれば、「公文書の非開示決定通知書に付記すべき理由としては、開示請求者において、本条例（引用者注：東京都公文書の開示等に関する条例九条各号所定の非開示理由のどれに該当するのかをその根拠とともに了知し得るものでなければならず、単に非開示の根拠規定を示すだけでは、当該公文書の種類、性質等とあいまって開示請求者がそれを当然に知り得るような場合は別として、本条例七条四項の要求する理由付記としては十分ではないといわなければならない。

また、滋賀県情報公開条例（平成 12 年滋賀県条例第 113 号）における非公開理由の付記等に関する審査請求事案において、旧滋賀県情報公開審査会は理由付記の程度に関し、「条例の該当条号と併せて適用根拠が了知できる範囲で示されており、一部公開における理由付記として不備があるとは認められない。」旨、答申している。

#### (1) 事案受理簿について

審査請求人が主張する、条例第 15 条第 4 号および同条第 7 号に関する「理由付記の不備」に係る箇所については、「回線」欄、「発生場所」欄、「臨場場所」欄、「概要」欄、「出動状況」欄および「結果」欄の下欄であると認められる。

事案受理簿については、前述のとおり、犯罪等に関する 110 番通報の内容および処理経過



等を明らかにするため作成されるものであり、当該通報事案に関して実際に行った捜査の内容等が記載されるものである。事案受理簿の「回線」欄については、通報者が110番通報に使用した回線に関する情報が、「発生場所」欄および「臨場場所」については、110番通報に係る事案の発生場所および臨場場所に関する情報が、「概要」欄については、110番通報に係る内容および処理経過等に関する情報が、「出動状況」欄については、個々の110番通報に対する初動態勢に関する情報がそれぞれ記載される箇所であるが、そのことは、本件公文書自体の性質および各欄の名称ならびに開示されているほかの情報等から明らかであると認められる。

なお、「結果」欄の下欄の名称については、同欄の名称自体が初動捜査に関する情報でもあることから、その名称も含めて全体を不開示としている。

審査請求人が、どの程度の不開示理由の記載をもって「具体性がある」と判断するかは了知しないが、一部開示決定通知書に記載のとおり、開示することにより、「捜査の初動態勢や手法およびシステムの機能のほか通信指令の運用方法に関する情報」が明らかとなり、それによって、「将来の犯罪捜査活動等に支障が生じ」、公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると認められるほか、「110番通報事案の処理等に係る職務の適正かつ円滑な遂行」に支障を及ぼすおそれがあると認められることから、不開示としているものである。

なお、当該不開示部分については、不開示情報の理由および内容をこれ以上具体的に記載することにより、当該情報を不開示としている意味を損なうものとなると考える。

上記付記については、開示しないこととする根拠規定および開示することによってどのようなことが明らかとなり、その結果、どのようなおそれがあるかを一定程度具体的に示すことにより当該規定を適用する理由を記載していることから、対象公文書の名称および性質ならびに各欄の名称等とあいまって、不開示決定の理由を保有個人情報開示請求者が了知し得る範囲で示しており、一定程度具体的に理由を示しているものと認められ、条例第19条第3項の規定を満たしているものとする。

## (2) 警察相談安全簿について

審査請求人が主張する、条例第15条第4号および第7号に関する「理由付記の不備」に係る箇所については、「告訴又は告発に関する相談」欄、「犯罪被害の届出又は被害に関する相談」欄、「該当する可能性のある罪名等」欄、「処理の概要」欄、「処理区分」欄、「所属長指揮事項」欄、「緊急性」欄、「継続相談処理担当者」欄、「署指定担当課（係）」欄、「取扱副責任者等」欄の各欄であると認められる。

警察安全相談簿については、前述のとおり、警察に対して行われた相談等の内容およびそれに対して警察が行った措置が記載されるものであるが、その記載内容については、犯罪捜査の端緒ともなり得るものであり、また、当該相談に関して実際に行った捜査等が記載される性質のものである。

「告訴又は告発に関する相談」欄、「犯罪被害の届出又は被害に関する相談」欄および「該

当する可能性のある罪名等」欄については、相談受理者である警察職員による、当該相談内容に関する各項目の該当性および具体的罪名等の一時的判断が記載される箇所であるが、これらの情報が記載されることは、その名称から容易に判断できると認められる。

前述のとおり、相談とは、警察に対して、事件の検挙等の措置を求めて行われるものであるが、一部開示決定通知書に記載のとおり、開示することにより、「相談内容に対する警察の事件性の判断等に関する情報」が明らかとなり、それによって「警察の捜査方針等が推認されるなど、今後の捜査活動に支障が生じ」、公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると認められるほか、「当該事案に対する警察の評価や判断、処理方針等に係る情報」が明らかとなり、それによって「仮に当事者等の意思と反する内容であれば、今後継続する事案処理に際し、信頼や協力が得られなくなる」など、今後の適正な事案処理に支障を及ぼすおそれがあると認められることから、これらを不開示としているものである。

なお、これらの欄については、相談者の意に沿うと認められるような記載内容である場合は開示し、意に沿わないと認められる記載内容である場合は不開示とするというような処分を行った場合、結果としてその記載内容を開示することと同じこととなることから、どのような記載であっても一律に不開示としている。

「処理概要」欄については、当該相談に対して相談受理者が行った措置および捜査等の内容が記載される箇所であることは、その名称および開示部分の記載内容からも明らかであると認められる。

不開示とした部分には、前記 110 番通報に関して実際に行った初動捜査の内容および捜査結果等が記載されている。

一部開示決定通知書に記載のとおり、これらの不開示情報については、開示することにより、「当該事案処理において行う捜査に係る内容」が明らかとなり、それにより、「警察捜査手法等が推認されるなど」、今後の捜査活動をはじめ、公共安全と秩序の維持に支障が生ずるおそれがあると認められるほか、「110 番通報に係る同種事案の適正な処理」に支障が生じるおそれがあることから、不開示としているものである。

「処理区分」欄、「所属長指揮事項」欄、「緊急性」欄、「継続相談処理担当者」欄、「署指定担当課（係）欄」、「署内担当課への交付日」欄、「交付先」欄、「他所属への引継日」欄、「引継先」欄、「参考送付日」欄および「参考送付先」欄については、当該相談に関して行った捜査等の処理に関する、相談受理に係る所属長による指揮や緊急性の判断、処理を担当する課や係に関する引継所属名や参考送付先所属名ならびにその引継ぎ・送付日等が記載される欄である。

これらの欄については、当該相談内容の事件性の判断や担当所属および関係所属への引継ぎ等の情報が記載されるものであることは、その名称から明らかであると認められる。一部開示決定通知書に記載のとおり、これらの不開示情報については、開示することにより、「相談内容に対する警察の事件性の判断等に関する情報」が明らかとなり、それによって「警察

の捜査方針等が推認される、今後の捜査活動に支障が生じ」、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると認められるほか、「相談内容に対する警察の評価や判断、処理方針等に係る情報」が明らかとなり、「担当者等が相談処理に関して、具体的な方針、判断に関する記載を控えるなど、相談業務の適正な事務処理」に支障を及ぼすおそれがあることから、不開示としているものである。上記理由付記については、開示しないこととする根拠規定および開示することによってどのようなことが明らかとなり、その結果、どのようなおそれがあるかを一定程度具体的に示すことにより、当該規定を適用する理由を記載していることから、対象公文書の名称および性質ならびに各欄の名称とあいまって、不開示決定の理由を保有個人情報開示請求者が了知し得る範囲で示されており、一定程度具体的に理由を示しているものと認められ、条例第 19 条第 3 項の規定を満たしているといえる。

## 第 5 審議会の判断理由

### 1 基本的な考え方について

条例の基本理念は、個人の権利利益を保護することを目的としており、第 1 条および第 13 条で何人にも実施機関が保有する自己に関する個人情報についての開示を求める権利を保障している。

条例で定めている開示請求制度は、個人が、実施機関が保有する自己に関する個人情報の正確性や取扱いの適正性を確認する上で重要な制度であることから、実施機関においては、不開示情報以外は開示する義務を負うとの原則開示の枠組みとしている。

一方で、条例は開示の例外として実施機関が開示しないことができる個人情報を第 15 条各号に制限的に列挙し、本人や第三者、法人等の権利利益や公共の利益等も適切に保護する必要があることを規定しており、開示・不開示の判断に当たっては本人に対して開示することによる利益と開示しないことによる利益とを適切に比較衡量する必要がある。

当審議会は、以上のことを踏まえた上で、以下のとおり判断する。

### 2 本件開示請求について

〇〇〇〇になされた、私に関連する（〇〇〇〇）110 番通報について作成された、110 番処理簿ないし相談等受理票等（私以外の者からなされた通報に関するものを含む）に係る審査請求人の個人情報について開示が求められたものである。

### 3 本件処分の妥当性について

実施機関は、本件開示請求における不開示部分は、条例第 15 条第 2 号、第 4 号および第 7 号に該当する旨を主張していることから、以下この点について検討する。

#### (1) 条例第 15 条第 2 号、第 4 号および第 7 号の判断基準

ア 条例第 15 条第 2 号は、開示請求者本人に関する情報の中に本人以外の個人情報が含まれ

ている場合において、その情報を本人に開示することにより、その中に含まれる他の個人の正当な利益が侵されることがあるため、このような場合には開示をしないというものである。ただし、同号ただし書アからウまでに掲げられているとおり、法令等の規定によりまたは慣行として開示請求者が知ることができ、または知ることが予定されている情報、公務員等の職務の遂行に係る情報等については、例外的に開示することとされている。

イ 条例第 15 条第 4 号は、開示することにより、犯罪の予防、鎮圧または捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報を不開示とするものである。このような情報については、その性質上、開示・不開示の判断に犯罪等に関する将来予測としての専門的・技術的判断を要することなどの特殊性が認められることから、実施機関の第一次的な判断を尊重し、その合理性を持つ判断として許容される限度内のものであるかについて、審理・判断するのが適当であるとするものである。

ウ 条例第 15 条第 7 号は、県の機関等が行う事務または事業に関する情報であって、開示することにより、当該事務または事業の性質上、当該事務または事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものを不開示情報とするものである。そして、同号にいう「支障」については、その程度は名目的なものでは足りず、実質的なものが要求され、同号にいう「おそれ」については、その程度は単なる確率的な可能性ではなく、法的保護に値する利益等の侵害の蓋然性が要求されると解されている。

## (2) 事案受理簿に係る不開示部分について

### ア 条例第 15 条第 2 号該当性について

実施機関は、「受理者」欄、「担当者」欄、「指令受理者」欄および「扱者」欄に記載された警察官の氏名は、警部補以下の階級にある警察官のものであり、開示請求者以外の個人に関する情報であるとして、条例第 15 条第 2 号に該当する旨主張している。

警察官の氏名は開示請求者以外の個人に関する情報であって、開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものであると認められることから、条例第 15 条第 2 号に該当すると認められる。

一方、条例第 15 条第 2 号ただし書ウは、県の諸活動を説明する責務が全うされるようにするという観点から、公務員の職および職務の遂行の内容については、たとえ、特定の公務員等が識別される結果となとしても、個人に関する情報としては不開示としないこととしている。ただし、氏名については、公にした場合、公務員等の私生活等に影響を及ぼすおそれがあり得ることから、私人の場合と同様に個人情報として保護することとした上で、同号ただし書アにいう「慣行として開示請求者が知ることができ、または知ることが予定されている情報」に該当する場合には、開示されることとなる。この慣行とは、開示請求者が事実上の慣習として知ることができ、または知ることが予定されている情報をいうとされているところ、実施機関は、110 番通報への対応の際、対応する警察官が

氏名を自ら名乗るといった運用は行っておらず、本件においても対応した警察官が自ら氏名を名乗ったという事実は確認されなかった。また、これらの欄に氏名が記載されている警察官は、警部補以下の警察官であると認められるが、滋賀県警察職員の氏名については、人事異動の公表では警部または同相当職員の範囲について行われており、滋賀県職員録においては掲載されている職員は警視あるいは警視相当職以上とされている。これらのことからすると、これらの欄に記載されている警察官の氏名は、「慣行として開示請求者が知ることができ、または知ることが予定されている情報」であるという事情は認められず、したがって、同号ただし書アに該当するものとは認められない。

さらに、条例第 15 条第 2 号ただし書イに該当する事情も認められないことから、当該部分を条例第 15 条第 2 号に該当するとして不開示とした実施機関の判断は是認できる。

#### イ 条例第 15 条第 4 号および第 7 号該当性について

実施機関は、「回線」欄、「発生場所」欄の一部、「臨場場所」欄の一部、「概要」欄の 1 行目の一部の内容および「出動状況」ならびに捜査の手法や通信指令の運用に関する事項について、条例第 15 条第 4 号および第 7 号に該当する旨、主張している。

当審議会において見分したところ、これらの欄には、捜査の初動態勢や手法等が記載される欄であることが認められる。

そこでまず、条例第 15 条第 4 号該当性について検討すると、これらの欄のうち項目名および細目名を除いた部分には本件事案において実施機関が行った具体的な内容が記載されることとなっている。したがって、これらの欄の記載内容を開示することにより、本件事案において実施機関が行った捜査に係る具体的な初動態勢や手法等が明らかとなることは明白であるから、将来の同種事案における犯罪捜査活動等に具体的な支障が生ずるおそれがあるとして、条例第 15 条第 4 号に該当するとして不開示とした実施機関の判断は是認できる。

次に、条例第 15 条第 7 号該当性についてであるが、本件処分の対象となった事案受理簿のうち行政警察として対応した部分について条例第 15 条第 7 号に該当するとしたものであり、前述の条例第 15 条第 4 号該当性に係る判断と同様、将来の同種事案の処理等に係る職務の適正かつ円滑な遂行に支障を及ぼすおそれがあるといえることができる。

したがって、これらの欄の記載内容は、条例第 15 条第 4 号または第 7 号に該当することから、不開示が妥当である。

#### ウ 捜査の手法や通信指令の運用に関する事項に係る欄の項目名および「出動状況」欄の細目名について

まず、条例第 15 条第 4 号該当性についてであるが、当審議会においてこれらの項目名および細目名を見分したところ、捜査の初動態勢や手法等に関連した内容が記載されていることが認められる。

しかし、これらの項目名および細目名は、犯罪捜査活動等を行う際には通常、取られる

であろうと一般人が想定し得る捜査の初動態勢や手法等に関連した内容が記載されたものであることが認められ、一般的な捜査の初動態勢や手法等以外の捜査機関のみが保有する特別な手法等は記載されておらず、そうであれば、これらを開示することにより将来の犯罪捜査活動等に具体的な支障が生ずるおそれがあるということとはできないものである。よって、これらの項目名や細目名が条例第 15 条第 4 号に該当するとは認められない。

次に、条例第 15 条第 7 号該当性についてであるが、これについても前述の条例第 15 条第 4 号該当性に係る判断と同様、これらの項目名および細目名を開示することにより実施機関が行う事務または事業の適正な遂行について、具体的な支障が生ずるおそれがあると認めることはできない。

したがって、事案受理簿に記載された情報のうち捜査の手法や通信指令の運用に関する事項に係る欄の項目名および「出勤状況」欄の細目名は、開示が妥当である。

## (2) 警察相談安全簿①から⑧に係る不開示部分について

### ア 条例第 15 条第 2 号該当性について

実施機関は、警察相談安全簿①に記載された「受理者」欄の氏名、警察相談安全簿④に記載された「処理の概要（続紙）」の最終行の一部、警察安全相談簿⑦に記載された「処理の概要」欄の 7 行目の一部、警察相談安全簿⑧に記載された決裁枠の「係長」欄の印影、警察相談安全簿①から⑧に記載された枠外右下の記載内容の一部、警察相談安全簿②から④に記載された「担当者」欄の氏名、警察相談安全簿②、④、⑥および⑦に記載された処理の概要（続紙）の枠外右下の記載内容の一部ならびに警察相談安全簿②から⑧に記載された決裁欄の「係長等」の印影について不開示とした部分は、開示請求者以外の個人に関する情報であるとして、条例第 15 条第 2 号に該当する旨主張している。

審議会が見分したところ、これらの不開示情報については、警部補以下の警察官の氏名および印影ならびにその他開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものが記載されており、これらの情報については、上記(2)ア同様、条例第 15 条第 2 号に該当するとした実施機関の判断は妥当である。

### イ 条例第 15 条第 4 号および第 7 号該当性について

(ア) 警察相談安全簿①に記載された、「処理の概要」欄の 8 行目から 10 行目の一部、11 行目の一部および 13 行目の一部の内容については、実施機関が行った捜査に係る具体的な内容が記載されている。

まず、条例第 4 号該当性について、検討すると、当該情報が開示されれば、警察の捜査手法等やその内容が推認されるなど、今後の捜査活動等をはじめ、公共の安全と秩序の維持に支障が生ずるおそれであると認められるとして条例第 15 条第 4 号に該当するとして不開示とした実施機関の判断は是認できる。

次に、条例第 7 号該当性についてであるが、当該情報が開示されることにより、同

種事案の適正処理に支障が生じるおそれがあると判断できることから、条例第 15 条第 7 号に該当するものと認められる。

- (イ) 警察相談安全簿①および⑤に記載された、「告訴又は告発に関する相談」欄、「犯罪被害の届出又は被害に関する相談」欄および「該当する可能性のある罪名等」欄の内容については、当該事案の処理に関して実施機関が行った事件性の判断に関する内容、評価、判断および処理方針等が記載されている。

このため、当該情報を開示することにより、実施機関がどのような相談内容について、どのような判断を行うといった捜査方針等が推認されるなど、今後の捜査活動に支障が生じるという実施機関の説明には合理性があるといえるため、条例第 15 条第 4 号に該当するとして不開示とした実施機関の判断は是認できる。

また、当該内容は、前述したとおり、事案に対する実施機関の判断等に対する内容、評価、判断および処理方針等に係る情報であって、実施機関と当事者等の意思が反する場合においては、今後継続する事案処理に際し、信頼や協力が得られなくなるなど、今後の適正な事案処理に支障を及ぼすおそれがあると判断できることから、条例第 15 条第 7 号に該当するものと認められる。

- (ウ) 警察相談安全簿①から⑧に記載された「処理区分」欄の内容、「所属長指揮事項」欄および「緊急性」欄ならびに警察の評価・判断内容が分かる部分の内容については、相談内容に対する警察の事件性の評価・判断等に関する情報であり、開示することにより警察の捜査手法などが推認されるなど、今後の捜査活動に支障が生じ、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると認められるとして条例第 15 条第 4 号に該当し不開示とした実施機関の判断は是認できる。

さらに、これらの情報は、開示することにより、担当者等が相談処理に関して、具体的な方針判断に関する記載を控えるなど、相談業務の適正な事務処理に支障を及ぼす情報であると考えられることから、条例第 15 条第 7 号に該当するものと認められる。

- (エ) 警察安全相談簿⑤に記載された「処理の概要」欄の 21 行目から 22 行目および警察相談安全簿⑦に記載された「処理の概要（続紙）」の 5 行目の一部ならびに 10 行目から 13 行目の内容については、相談内容に対する警察の事件性の評価・判断等に関する情報が記載されており、上記（ウ）同様、条例第 15 条第 4 号および第 7 号に該当するものと認められる。

- (オ) 警察安全相談簿⑤に記載された、「処理の概要（続紙）」の 1 行目の一部ならびに 2 行目の一部および警察安全相談簿⑦に記載された、「処理の概要（続紙）」の 3 行目ならびに 14 行目の一部の内容については、相談内容に対する担当者の評価や判断、処理方針等に係る内容が記載されている。このため、開示することにより、相談処理に当たっての具体的な方針や判断に関する記載を控えるといった相談業務の適正な

事務処理に支障を及ぼすとして条例第 15 条第 7 号に該当するとするものと認められる。

(3) 開示請求者以外の者からなされた通報に係る事案処理簿および警察安全相談簿について

当該情報は、開示請求者以外の者からの通報内容および相談内容が記載されたものであり、仮にこのような情報が存在すると応答した場合には、その存否を答えるだけで開示請求者以外の特定の個人を識別することができる情報または開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがある情報を明らかにすることとなる可能性があることから、条例第 15 条第 2 号に該当するものである。

さらに、開示請求者以外からの特定の個人からの通報または相談の事実が明らかになれば、当該特定の個人との信頼関係や協力関係が崩れ、通報および相談が躊躇されるなど犯罪捜査活動に支障を及ぼすおそれがあるほか、犯罪捜査活動以外の通報および相談に係る業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものであるといえる。

このため、当該情報については、条例第 15 条第 2 号、第 4 号および第 7 号に該当し、常に存否応答拒否をする必要があるものと認められる。

(4) 理由付記について

理由付記の制度は、条例第 19 条第 3 項により、不開示理由の有無について、実施機関の判断の慎重と公正妥当を担保してその恣意的な判断を抑制するとともに、処分の理由を開示請求者に知らせることによって、その不服申立ての便宜を与える趣旨から設けられているものであり、公開しないこととする根拠規定および当該規定を適用する理由については、原則として当該決定を通知する書面の記載から知り得るものでなければならないものである。

本件処分に係る保有個人情報一部開示決定通知書では、開示しないこととした部分を明示した上で、開示しないこととした理由および根拠条文が示されており、当該理由付記について、不備があると認められないものである。

#### 4 結論

以上により、「第 1 審議会の結論」のとおり判断するものである。

#### 第 6 審議会の経過

当審議会は、本件審査請求について、次のとおり調査審議を行った。

年 月 日	審 査 の 内 容
令和 3 年 3 月 19 日	・ 諮問実施機関から諮問を受けた。
令和 3 年 11 月 22 日	・ 諮問実施機関から審査請求人の反論書の提出を受けた。
令和 3 年 12 月 27 日 (第 18 回第一分科会)	・ 審議会事務局から事案の説明を受けた。 ・ 事案の審議を行った。



令和4年1月27日 (第19回第一分科会)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・実施機関から本件処分について口頭説明を受けた。</li> <li>・事案の審議を行った。</li> </ul>
令和4年6月24日 (第21回第一分科会)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事案の審議を行った。</li> </ul>
令和4年8月23日 (第22回第一分科会)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事案の審議を行った。</li> </ul>
令和4年11月2日 (第23回第一分科会)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・答申案の審議を行った。</li> </ul>

別表1

文書名	情報の記載箇所	開示すべき場所
事案受理簿（〇〇〇〇受理、 受理番号〇〇〇〇）	「出動状況」欄及び捜査の 手法や通信指令の運用に 関する事項に係る欄	各欄の項目名および「出動状 況」欄の細目名等様式にあらか じめ記載されている事項

別表2

1 事案受理簿（〇〇〇〇受理、受理番号〇〇〇〇）

不開示部分	不開示理由	
	該当条項	理由
「受理者」欄、「担当者」欄、「指 令受理者」欄および「扱者」欄の 氏名	条例第15条第2号	開示請求者以外の特定の個人 が識別できる情報であるため (警部補または同相当職以下の 氏名は、慣行として公にしてい ないため)
「回線」欄、「発生場所」欄の一 部、「臨場場所」欄の一部、「概 要」欄の1行目の一部および「出 動状況」欄ならびに捜査の手法 や通信指令の運用に関する事項	条例第15条第4号 および第7号	捜査の初動態勢や手法および システムの機能のほか通信指令 も運用方法に関する情報であ り、開示することにより、将来の 犯罪捜査活動等に支障が生じ、 公共の安全と秩序の維持に支障 を及ぼすおそれがあると認めら れるほか、110番通報の事案の処 理等に係る職務の適正かつ円滑 な遂行に支障を及ぼすおそれ がある情報であるため。

2 警察安全相談簿（〇〇〇〇受理、受付番号〇〇〇〇）①

不開示部分	不開示理由	
	該当条項	理由
「受理者」欄の氏名	条例第15条第2号	開示請求者以外の特定の個人が識別できる情報であるため（警部補または同相当職以下の氏名は、慣行として公にしているため）
枠外右下の記載内容の一部	条例第15条第2号	開示請求者以外の特定の個人が識別できる情報であり、また、開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがある情報であるため
「告訴又は告発に関する相談」欄、「犯罪被害の届出又は被害に関する相談」欄および「該当する可能性のある罪名等」欄 「処理区分」欄の内容、「所属長指揮事項」欄および「緊急性」欄ならびに警察の評価・判断が分かる部分	条例第15条第4号 および第7号	相談内容に対する警察の事件性の判断等に関する情報であり、開示することにより、警察の捜査方針等が推認されるなど、今後の捜査活動に支障が生じ、公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると認められるほか、当該事案に対する警察の評価や判断、処理方針等に係る情報であり、開示することにより、仮に当事者等の意思と反する内容であれば、今後継続する事案処理に際し、信頼や居力が得られなくなるなど、今後の適正な事案処理に支障を及ぼすおそれがあるため。
「処理の概要」欄の8行目から10行目の一部ならびに11行目の一部および13行目の一部	条例第15条第4号 および第7号	当該事案処理において行う捜査に係る内容であることから、開示することにより、警察の捜査手法等が推認されるなど、今

		後の捜査活動をはじめ、公共の安全と秩序の維持に支障が生ずるおそれがあると認められる情報であるほか、110番通報に係る同種事案の適正な処理に支障が生じるおそれがある情報であるため
--	--	--

3 警察安全相談簿（追加対応）（作成年月日：〇〇〇〇）②

不開示部分	不開示理由	
	該当条項	理由
決裁欄の「係長等」の印影および「担当者」欄の氏名	条例第15条第2号	開示請求者以外の特定の個人が識別できる情報であるため（警部補または同相当職以下の氏名は、慣行として公にしていなため）
枠外右下および処理の概要（続紙）の枠外右下の記載内容の一部	条例第15条第2号	開示請求者以外の特定の個人が識別できる情報であり、また、開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがある情報であるため
「処理区分欄」の内容、「所属長指揮事項」欄および「緊急性」欄ならびに警察の評価・判断内容が分かる部分	条例第15条第4号および第7号	相談内容に対する警察の事件性の判断等に関する情報であり、開示することにより、警察の捜査方針が推認されるなど、今後の捜査活動に支障が生じ、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると認められるほか、相談内容に対する警察の評価や判断、処理方針等に係る情報であり、開示することにより、担当者等が相談処理に関して、具体的な方針、判断に関する記載を控えるなど、相談業務

		の適正な事務処理に支障を及ぼすおそれがある情報であるため
--	--	------------------------------

4 警察安全相談簿（継続）（作成年月日：〇〇〇〇）③

不開示部分	不開示理由	
	該当条項	理 由
決裁欄の「係長等」の印影および「担当者」欄の氏名	条例第15条第2号	開示請求者以外の特定の個人が識別できる情報であるため（警部補または同相当職以下の氏名は、慣行として公にしているため）
「処理区分欄」の内容、「所属長指揮事項」欄および「緊急性」欄ならびに警察の評価・判断内容が分かる部分	条例第15条第4号および第7号	相談内容に対する警察の事件性の判断等に関する情報であり、開示することにより、警察の捜査方針が推認されるなど、今後の捜査活動に支障が生じ、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると認められるほか、相談内容に対する警察の評価や判断、処理方針等に係る情報であり、開示することにより、担当者等が相談処理に関して、具体的な方針、判断に関する記載を控えるなど、相談業務の適正な事務処理に支障を及ぼすおそれがある情報であるため
枠外右下の記載内容の一部	条例第15条第2号	開示請求者以外の特定の個人が識別できる情報であり、また、開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがある情報であるため

5 警察安全相談簿（追加対応）（作成年月日：〇〇〇〇）④

不開示部分	不開示理由
-------	-------

	該当条項	理 由
決裁欄の「係長等」の印影および「担当者」欄の氏名ならびに「処理概要（続紙）」の最終行の一部	条例第15条第2号	開示請求者以外の特定の個人が識別できる情報であるため（警部補または同相当職以下の氏名は、慣行として公にしているため）
枠外右下および「処理の概要（続紙）」枠外右下の記載内容の一部	条例第15条第2号	開示請求者以外の特定の個人が識別できる情報であり、また、開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがある情報であるため
「処理区分」欄の内容、「所属長指揮事項」欄および「緊急性」欄ならびに警察の評価・判断内容が分かる部分	条例第15条第4号 および第7号	相談内容に対する警察の事件性の判断等に関する情報であり、開示することにより、警察の捜査方針が推認されるなど、今後の捜査活動に支障が生じ、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると認められるほか、相談内容に対する警察の評価や判断、処理方針等に係る情報であり、開示することにより、担当者等が相談処理に関して、具体的な方針、判断に関する記載を控えるなど、相談業務の適正な事務処理に支障を及ぼすおそれがある情報であるため

6 警察安全相談簿（〇〇〇〇受理、受付番号〇〇〇〇）⑤

不開示部分	不開示理由	
	該当条項	理 由
決裁欄の「係長等」の印影	条例第15条第2号	開示請求者以外の特定の個人が識別できる情報であるため（警部補または同相当職以下の氏名は、慣行として公にしているため）

		ないため)
枠外右下の記載内容の一部	条例第15条第2号	開示請求者以外の特定の個人が識別できる情報であり、また、開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがある情報であるため
「告訴又は告発に関する相談」欄、「犯罪被害の届出又は被害に関する相談」欄および「該当する可能性のある罪名等」欄 「処理の概要」欄の21行目から22行の一部 「処理区分」欄の内容、「所属長指揮事項」欄および「緊急性」欄ならびに警察の評価・判断内容が分かる部分	条例第15条第4号 および第7号	相談内容に対する警察の事件性の判断等に関する情報であり、開示することにより、警察の捜査方針が推認されるなど、今後の捜査活動に支障が生じ、公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると認められるほか、相談内容に対する警察の評価や判断、処理方針等に係る情報であり、開示することにより、担当者等が相談処理に関して、具体的な方針、判断に関する記載を控えるなど、相談業務の適正な事務処理に支障を及ぼすおそれがある情報であるため
「処理の概要（続紙）の1行目の一部および2行目の一部	条例第15条第7号	相談内容に対する担当者の評価や判断、処理方針等に係る情報であり、開示することにより、担当者等が相談処理に関して、具体的な方針、判断に関する記載を控えるなど、相談業務の適正な事務処理に支障を及ぼすおそれがある情報であるため

7 警察安全相談簿（追加対応）（作成年月日：〇〇〇〇）⑥

不開示部分	不開示理由	
	該当条項	理由
決裁欄の「係長等」の印影	条例第15条第2号	開示請求者以外の特定の個人

		が識別できる情報であるため (警部補または同相当職以下の 氏名は、慣行として公にしてい ないため)
枠外右下および「処理の概要(続 紙)」の枠外右下の記載内容の一 部	条例第15条第2号	開示請求者以外の特定の個人 が識別できる情報であり、また、 開示請求者以外の個人の権利利 益を害するおそれがある情報で あるため
「処理区分」欄の内容、「所属長 指揮事項」欄および「緊急性」欄 ならびに警察の評価・判断内容 が分かる部分	条例第15条第4号 および第7号	相談内容に対する警察の事件性 の判断等に関する情報であり、 開示することにより、警察の捜 査方針が推認されるなど、今後 の捜査活動に支障が生じ、公共 の安全と秩序の維持に支障を及 ぼすおそれがあると認められる ほか、相談内容に対する警察の 評価や判断、処理方針等に係る 情報であり、開示することによ り、担当者等が相談処理に関し て、具体的な方針、判断に関する 記載を控えるなど、相談業務の 適正な事務処理に支障を及ぼす おそれがある情報であるため

8 警察安全相談簿(追加対応) (作成年月日:〇〇〇〇) ⑦

不開示部分	不開示理由	
	該当条項	理 由
決裁欄の「係長等」の印影および 「処理の概要」欄の7行目の一 部	条例第15条第2号	開示請求者以外の特定の個人 が識別できる情報であるため (警部補または同相当職以下の 氏名は、慣行として公にしてい ないため)
枠外右下および処理の概要(続	条例第15条第2号	開示請求者以外の特定の個

紙) の枠外右下の記載内容の一部		人が識別できる情報であり、また、開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがある情報であるため
「処理区分」欄の内容、「所属長指揮事項」欄および「緊急性」欄ならびに警察の評価・判断内容が分かる部分 「処理の概要(続紙)」の5行目の一部および10行目から13行目の一部	条例第15条第4号および第7号	相談内容に対する警察の事件性の判断等に関する情報であり、開示することにより、警察の捜査方針が推認されるなど、今後の捜査活動に支障が生じ、公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると認められるほか、相談内容に対する警察の評価や判断、処理方針等に係る情報であり、開示することにより、担当者等が相談処理に関して、具体的な方針、判断に関する記載を控えるなど、相談業務の適正な事務処理に支障を及ぼすおそれがある情報であるため
「処理の概要(続紙)」の3行目および14行目の一部	条例第15条第7号	相談内容に対する担当者の評価や判断、処理方針等に係る情報であり、開示することにより、担当者等が相談処理に関して、具体的な方針、判断に関する記載を控えるなど、相談業務の適正な事務処理に支障を及ぼすおそれがある情報であるため

9 警察安全相談簿(継続) (作成年月日:〇〇〇〇) ⑧

不開示部分	不開示理由	
	該当条項	理由
決裁枠の「係長」および「係長等」欄の印影	条例第15条第2号	決裁枠の「係長」および「係長等」欄の印影 枠外右下の記載内容の一部



<p>枠外右下の記載内容の一部</p>	<p>条例第 15 条第 2 号</p>	<p>開示請求者以外の特定の個人が識別できる情報であり、また、開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがある情報であるため</p>
<p>「処理区分」欄の内容、「所属長指揮事項」欄および「緊急性」欄ならびに警察の評価・判断内容が分かる部分</p>	<p>条例第 15 条第 4 号 および第 7 号</p>	<p>相談内容に対する警察の事件性の判断等に関する情報であり、開示することにより、警察の捜査方針が推認されるなど、今後の捜査活動に支障が生じ、公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると認められるほか、相談内容に対する警察の評価や判断、処理方針等に係る情報であり、開示することにより、担当者等が相談処理に関して、具体的な方針、判断に関する記載を控えるなど、相談業務の適正な事務処理に支障を及ぼすおそれがある情報であるため</p>

10 開示請求者以外の者からなされた通報に係る事案処理簿および警察安全相談簿

不開示理由	
該当条項	理由
<p>不開示 (存否応答拒否) 条例第 15 条第 2 号、 条例第 15 条第 4 号および第 7 号</p>	<p>本件請求の対象となる文書は、開示請求者以外の者からの通報内容および相談内容が記載された公文書となることから、その存否を答えるだけで、開示請求者以外の特定の個人を識別することができる情報、または、開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがある情報を明らかにすることとなる（条例第 15 条第 2 号）。</p> <p>また、開示請求者以外の特定の個人からの通報または相談の事実が明らかとなれば、通報等の事実は通報者以外の者には明らかにしないという信頼関係や協力関係が崩れ、将来の通報および相談が躊躇されることとなるなど、公共安全と秩序の維持を目的と</p>

	<p>する犯罪捜査活動に支障を及ぼすおそれがあると認められる相当な理由がある情報であるほか、犯罪捜査活動以外の通報および相談受理に係る業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから不開示となる（条例第 15 条第 4 号および第 7 号）。</p> <p>よって、本件請求に係る保有個人情報のうち、開示請求者以外の者からの通報に関する事案処理簿および警察安全相談簿は、保有個人情報の記載された公文書の存否を答えることで、上記不開示情報が開示されることとなることから、条例第 18 条の規定により、その存否を明らかにしない。</p>
--	---

滋賀県公文書管理・情報公開・個人情報保護審議会審査部会第一分科会